

## 余裕期間制度試行工事における提出物等の留意事項

項目	余裕期間制度 (発注者指定方式)	余裕期間制度 (フレックス方式)	様式番号
工事施行伺	「 <b>余裕期間制度（発注者指定方式）試行対象工事</b> 」と朱書きで明示する	「 <b>余裕期間制度（フレックス方式）試行対象工事</b> 」と朱書きで明示する	—
特別仕様書	試行要領を参考に試行対象工事であることを明示する。		—
入札公告又は指名通知書	試行要領を参考に、「試行対象工事であること」及び「留意事項」を明示する。		—
工事の 始末期通知書※	—	受注者は、 <b>契約締結前に</b> 提出	<a href="#">様式第 108 号</a>
工事の終始期変更申出書※	—	受注者は、始期の前日までに工事の始末期を希望する場合は提出	<a href="#">様式第 109 号</a>
工事の終始期の変更の承諾について(回答)※	—	発注者は、受注者が希望する、工事の始末期の変更を承諾する場合に通知	<a href="#">様式第 110 号</a>
契約書※	全体工期と実工期を併記した契約書を交わす ( <b>契約保証期間は、契約締結日から全体工期の末日まで</b> )		<a href="#">様式第 9 号の 4</a> <a href="#">様式第 9 号の 5</a> <a href="#">様式第 9 号の 8</a> <a href="#">様式第 9 号の 9</a>
余裕期間	余裕期間とは、契約日の翌日から、始期の前日までをいう。 余裕期間中は、 ① 現場代理人及び主任（監理）技術者の <b>配置は不要</b> ② 現場に搬入しない資機材等の <b>手配や準備は可能</b> ③ 資材搬入や仮設物の設置、測量や工事着手は <b>不可</b>		—
工事着手届	始期に提出		様式第 43 号
工事工程表			様式第 45 号
現場代理人等届			様式第 46 号の 1
退職金制度届出書	始期後、速やかに提出		
前払金の請求	始期以後に請求できる		様式第 44 号
コリンズ登録	始期後、10 日以内に登録		—
施工計画書	始期後、14 日以内に提出		—
施工体制台帳等（写し）	余裕期間内に下請負契約を締結したものは、始期に提出		様式第 50 号
その他の提出書類等（使用資材届、履行報告）	始期後、適宜提出		—

「※」は、余裕期間制度試行工事の専用様式